

平成
20年度

税制改正

平成20年度税制改正については、

- 現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、研究開発税制の拡充等の経済活性化策を講ずるとともに、中小企業関係税制・ベンチャー支援税制等について手厚い配慮を行いました。併せて、金融・証券税制、土地・住宅税制等について適切な措置を講じました。
- また、民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行いました。
- さらに、地域間の財政力格差の縮小の観点から所要の措置を講じました。



平成20年6月
財務省

平成
20年度

税制改正〔目次〕



経済活性化・競争力の強化、中小企業・ベンチャー支援

3

- 研究開発税制の拡充
 - 情報基盤強化税制の見直し
 - 教育訓練費に係る税額控除制度の見直し
 - エンジェル税制の拡充
 - 減価償却制度の見直し
- (備考) 事業承継税制の抜本見直し



民間が担う公益活動の推進・寄附税制の拡充

7

- 公益法人制度改革への対応
- 特定公益増進法人等に対する寄附金の優遇措置の拡充
- 認定NPO法人の認定要件の緩和等



金融所得課税の一体化

8

- 上場株式等の譲渡益・配当に対する課税の見直し
- 損益通算の特例の創設



土地・住宅税制

9

- 住宅の省エネ改修促進税制の創設
- 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の延長
- 土地売買等に係る登録免許税の特例の延長



地域の活性化

11

- 地域間の財政力格差の縮小
- 農林水産業と商工業の連携等の促進



揮発油税等

12

- 揮発油税等の税率の特例の延長



国際課税

12

- オフショア市場の利子非課税措置等の適用期限撤廃
- 経済のグローバル化に対応した国際課税の見直し



円滑・適正な納税のための環境整備

13

- 事前照会に対する文書回答手続の改善
- 電子申告の促進
- 資料情報制度の整備

(参考)

- 平成20年度の税制改正（内国税関係）による一般会計税収の増減収見込額
- 第169回国会における総理大臣施政方針演説



経済活性化・競争力の強化、中小企業・ベンチャー支援

研究開発税制の拡充等の経済活性化策を講ずるとともに、中小企業の活性化の観点から、起業、成長、事業承継の各段階で手厚い配慮を行います。

研究開発税制の拡充

ポイント

研究開発への投資の促進を図ります。

- ☑ 研究開発税制を拡充し、試験研究費を増加させた企業や売上高に占める試験研究費の割合の高い企業が適用できる新たな税額控除制度を創設します。

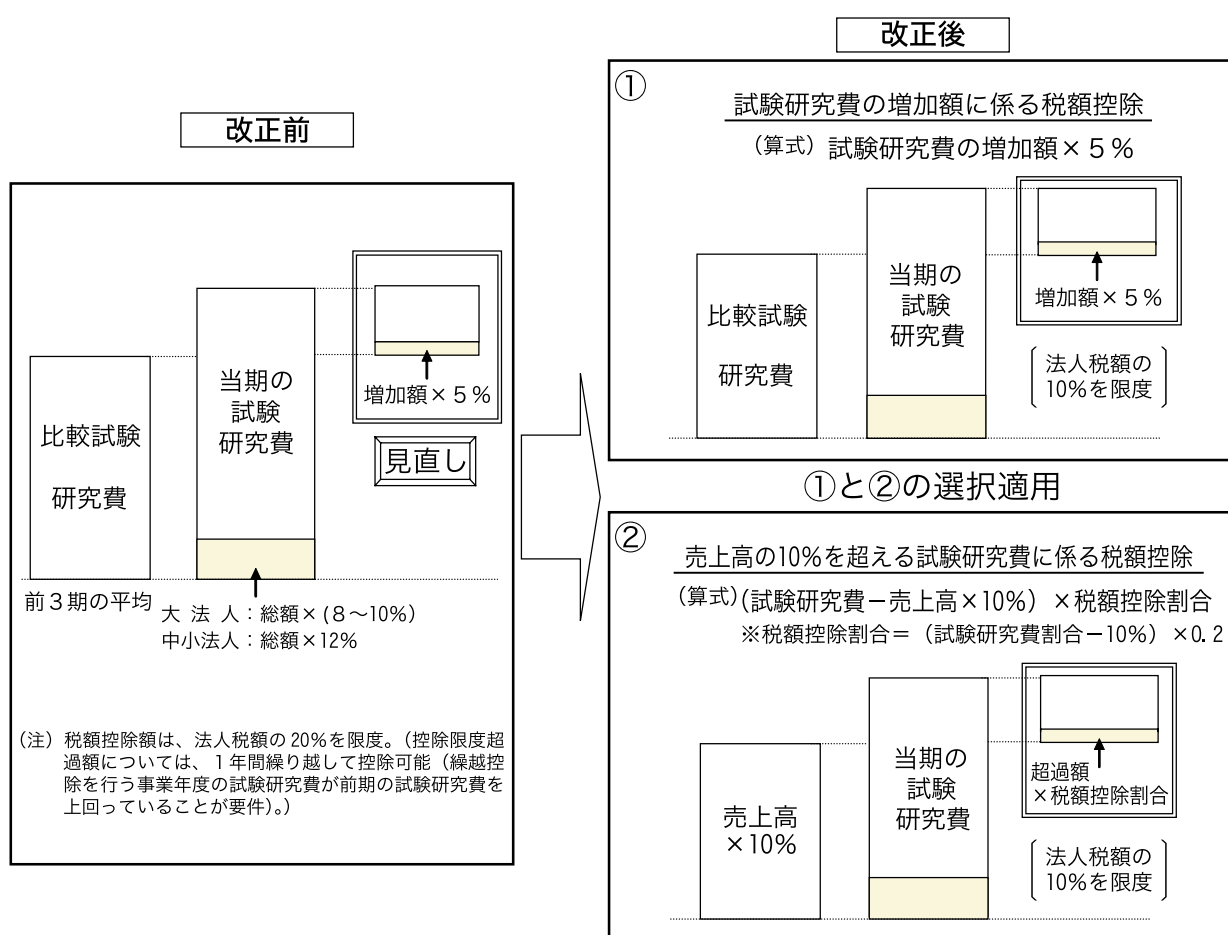
《研究開発税制の拡充》

試験研究費の総額に係る税額控除（法人税額の20%を限度）に追加して、

- ① 試験研究費の額を増加させた場合には、その増加額の5%
- ② 試験研究費の額が売上高の10%を超える場合には、その超過額の一定割合（ $(\text{試験研究費} / \text{売上高} - 10\%) \times 0.2$ ）について税額控除（法人税額の10%を限度）ができる制度を創設します（①と②は選択制）。

これにより、最大で法人税額の30%までの税額控除が可能になります。

・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用



情報基盤強化税制の見直し

ポイント

情報基盤への投資の促進を図ります。

- ☒ 情報基盤強化税制について、対象となるソフトウェアを拡大するとともに、中小企業の情報基盤への投資を促進する観点からの見直しを行います。

《情報基盤強化税制（※）の見直し》

1 情報基盤強化設備等の対象の拡大

(1) ISO/IEC15408認証を受けた次のソフトウェア等

①サーバー用のOS、②データベース管理ソフトウェア、③ファイアウォール・ソフトウェア又は装置

(注) ①は、同時に設置されるサーバー用の電子計算機を含む。②は、同時に設置されるアプリケーションソフトウェアを含む。

③は、インターネット対応のもので、①又は②と同時に設置されるものに限る。

改正 (2) 部門間・企業間で分断されている情報システムを連携する一定のソフトウェア（対象に追加）

2 投資下限額の引下げ

改正 ① 資本金1億円以下の法人：70万円以上（改正前：300万円以上）

② 資本金1億円超10億円以下の法人：3,000万円以上

③ 資本金10億円超の法人：1億円以上

3 対象投資額の上限の設定

改正 資本金10億円超の法人については、制度の対象となる投資額を200億円までとします。

※情報基盤強化設備等の取得等をした場合において、その年間投資額の合計が投資下限額を上回るときは、基準取得価額（取得価額の70%）の50%の特別償却又は10%の税額控除（法人税額の20%を限度）を選択して適用できます。

・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの期間内に情報基盤強化設備等の取得等をして、事業の用に供した場合において適用

教育訓練費に係る税額控除制度の見直し

ポイント

中小企業の人材育成を支援します。

- ☒ 教育訓練費に係る税額控除制度について、対象を中小企業に集中するとともに、中小企業が利用しやすい制度にします。

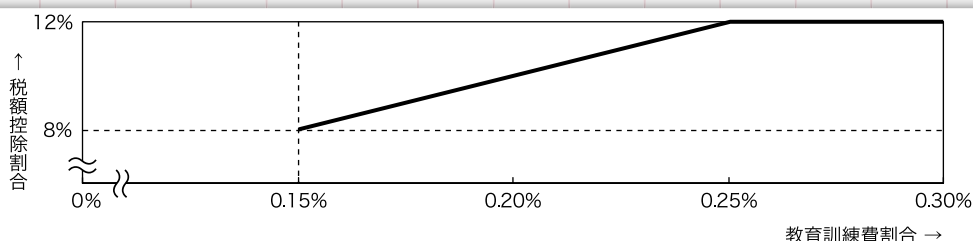
《教育訓練費に係る税額控除制度の見直し》

中小企業について、教育訓練費の増加が要件となっている改正前の仕組みを、労務費に占める教育訓練費の割合が中小企業のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額の8～12%を税額控除（法人税額の20%を限度）できるように改組します。

・教育訓練費の総額に次の税額控除割合を乗じた金額を特別税額控除

① 教育訓練費／労務費 $\geq 0.25\%$ の場合 … 12%

② 教育訓練費／労務費 $< 0.25\%$ の場合 … (教育訓練費／労務費 $- 0.15\%$) $\times 40 + 8\%$



・平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用
・大企業の教育訓練費に係る税額控除制度は、平成20年3月31日をもって廃止します。

エンジェル税制の拡充

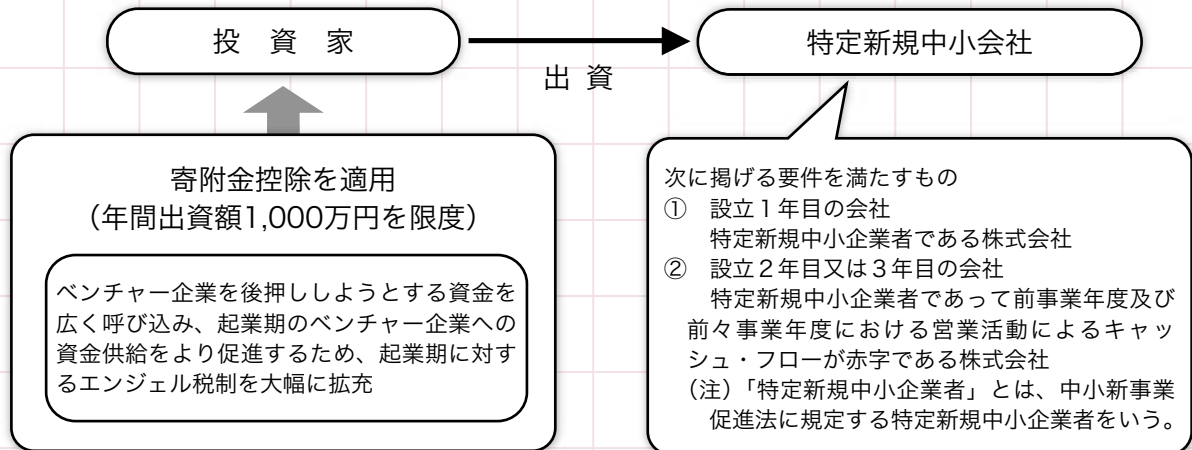
ポイント

起業期のベンチャー企業に対する支援を拡大します。

- ☑ エンジェル税制を大幅に拡充し、起業期のベンチャー企業に出資した場合に寄附金控除の適用を認める制度を創設します。

《特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の創設》

設立3年目までの一定のベンチャー企業（特定新規中小会社）に出資した金額について、1,000万円を限度として寄附金控除の適用を認める制度を創設します。



- ・平成20年4月1日以後、特定新規中小会社の株式を払込みにより取得する場合に適用
- ・一定のベンチャー企業の株式の取得費用を株式譲渡所得から控除する特例との選択適用となります。
- ・一定のベンチャー企業の株式に係る譲渡所得等の2分の1課税の特例は、平成20年4月30日をもって廃止します。ただし、同日前に払込みにより取得したものについては、引き続き2分の1課税の特例が適用されます。

減価償却制度の見直し

ポイント

法定耐用年数の見直しなどを行います。

- ☑ 法定耐用年数について、使用実態を踏まえた見直しを行うとともに、項目数の多い機械・装置を中心に資産区分を整理します。
- ☑ 耐用年数の短縮特例について、承認申請の事務負担に配慮し、手続を簡素化します。

事業承継税制の抜本見直し（平成21年度改正で対応）

☑事業承継相続人（※1）が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を経営していく場合には、その相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（※2）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する制度を創設することとしています。

※1 「事業承継相続人」とは、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいいます。

※2 相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分

（「平成20年度税制改正の要綱」（平成20年1月11日閣議決定））

- ・平成21年度税制改正で対応し、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の施行日（平成20年10月1日）以後の相続等に遡って適用することとしています。
- ・「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、法律案の作成、国会提出・審議が行われます。





民間が担う公益活動の推進・寄附税制の拡充

民間が担う公益活動を推進する観点から、公益法人制度改革への税制上の対応、寄附税制の見直しを行います。

公益法人制度改革への対応

ポイント

公益法人制度改革に対応し、民間による公益活動を後押しします。

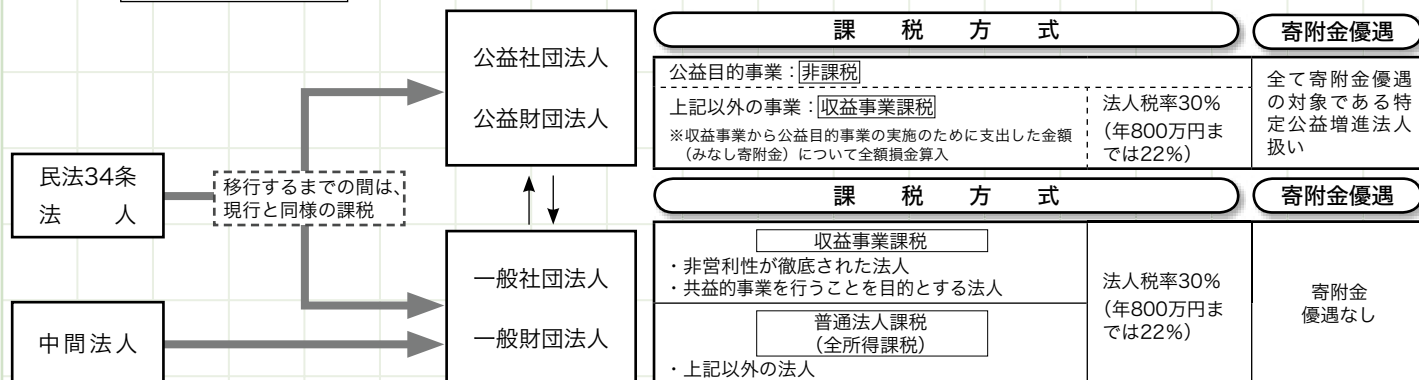
公益社団・財団法人 … 民間が担う公益活動を支えるため、優遇措置を手当てします。

- ・収益事業から生じた所得に課税することとした上で、公益目的事業から生じた所得を非課税とします。
- ・公益目的事業の実施のために使用される収益事業からの繰入れについては、全額損金算入可能とします。
- ・特定公益増進法人として、寄附金優遇措置の対象とします。

一般社団・財団法人 … 様々な態様の法人に対応する税制を整備します。

- ・非営利性が徹底された法人や共益的事業を行うことを目的とする法人は、収益事業から生じた所得に課税します。
- ・それ以外の法人は、全ての所得に課税します。

現行の民法34条法人 … 移行するまでの間は、現行の措置を継続します。



・平成20年12月1日から適用

特定公益増進法人等に対する寄附金の優遇措置の拡充

ポイント

特定公益増進法人等に対する寄附を行いやすくします。

- ☑法人が特定公益増進法人等に寄附を行った場合の寄附金の損金算入限度額を拡大します。

・損金算入限度額＝（資本金等の額×0.25%＋所得の金額×5.0%（改正前：2.5%））×1／2

・平成20年4月1日から適用

認定NPO法人の認定要件の緩和等

ポイント

NPO法人の活動を後押しします。

- ☑認定NPO法人の認定要件を緩和するとともに、認定の有効期間を5年（改正前：2年）に延長します。

・認定NPO法人に対する寄附金は、特定公益増進法人への寄附金と同様に、税制上の優遇措置の対象となります。



金融所得課税の一体化

上場株式等の譲渡益・配当に対する課税の見直し

ポイント

金融所得（利子、配当、株式譲渡益）に対する課税を20%分離課税にそろえます。その際、平成21、22年の2年間の特例措置として、一定額以下の譲渡益・配当については、10%の税率を適用します。

- ☑ 上場株式等の譲渡益・配当に対する10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率については、平成21年1月1日以後、本則税率20%（所得税15%、住民税5%）に戻します。
- ☑ その際、円滑に新制度へ移行するための特例措置として、平成21、22年の2年間、源泉徴収税率を10%とし、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当については、引き続き10%（所得税7%、住民税3%）の税率を適用します（申告不要とすることもできます。）。

損益通算の特例の創設

ポイント

個人投資家の株式投資リスクを軽減します。

- ☑ 平成21年から、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間で損益通算ができるようにします（平成22年から、特定口座を活用した簡易な損益通算もできるようにします。）。

《上場株式等の譲渡益及び配当の課税関係》

	～20.12	21.1～ 22.12	23.1～
税 率	10%	【原則】 20%	20%
		【特例措置】 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 10%	
(源泉徴収税率)	10% (申告不要可)	10% (譲渡益500万円以下、配当100万円以下の場合、申告不要可)	20% (申告不要可)
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 21.1～ 確定申告による対応 22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に	



土地・住宅税制

暮らしの安心・安全などの観点から、住宅の省エネ改修促進税制の創設等、国民生活に配慮する税制措置を講じます。

住宅の省エネ改修促進税制の創設

ポイント

既存住宅の省エネルギー化を促進します。

☑住宅の省エネ改修促進税制（住宅ローン減税制度の特例）を創設します。

《住宅の省エネ改修促進税制の創設》

- 1 個人が住宅の省エネ改修工事（※）を含む増改築工事を行い、平成20年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供したときは、その工事費用に充てるために借り入れた住宅ローンの年末残高（1,000万円を限度）の一定割合を5年間にわたり所得税額から控除できる制度を創設します（現行の住宅ローン減税との選択制）。

－居住の適用期限：平成20年4月1日から同年12月31日

－控除率：① 特定の省エネ改修工事（※※）の住宅ローンは、200万円を限度に年末残高の2.0%を控除
② それ以外の増改築工事の住宅ローンは、年末残高の1.0%を控除

－対象住宅ローン：償還期間が5年以上

－対象工事：省エネ改修工事（※）の費用が30万円超のもの

対象となる省エネ改修工事（※）

①居室の全ての窓の改修工事、又は①の工事と併せて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となり、かつ、改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階以上上がることとなるもの

特定の省エネ改修工事（※※）

省エネ改修工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当に上がるもの

（注）この特例の適用にあたって、実施された工事がこれらの省エネ改修工事に該当することの証明は、次に掲げる者が行う。

- ①住宅品質確保法に基づく登録住宅性能評価機関
- ②建築基準法に基づく指定確認検査機関
- ③建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士

控除額の計算

	ローン残高	控除年	控除率
増改築工事費用②	～1,000万円	1～5年目	1.0%
特定の省エネ改修工事費用①	～200万円	1～5年目	2.0%

《対象工事①+②の合計でローン残高の1,000万円を限度》

最高控除額 5年間の累計で60万円

1	2	3	4	5	年目
8万円	8万円	8万円	8万円	8万円	②
4万円	4万円	4万円	4万円	4万円	①

- 2 現行の住宅ローン減税の対象となる増改築等の範囲に、省エネ改修工事（※）を追加します。

住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の延長

ポイント

若年層を中心とした住宅取得を促進するための特例を延長します。

- ☒ 贈与者（親）から一定の要件を満たす住宅の新築、取得又は増改築に充てるための資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用期限を平成21年12月31日まで2年間延長します。

《住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例》

	一 般	住宅取得等資金
贈与者年齢要件	65歳以上	65歳未満でも可
非課税枠	2,500万円	3,500万円

土地売買等に係る登録免許税の特例の延長

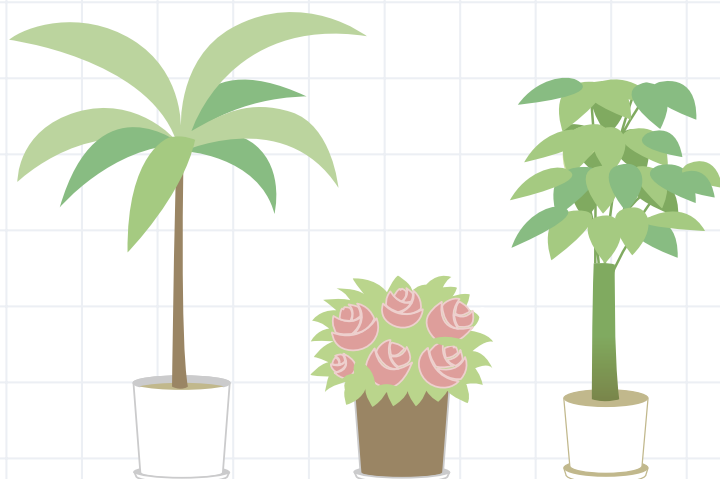
ポイント

土地取引の活性化や土地の有効利用の促進を図るための特例を延長します。

- ☒ 土地売買等に係る登録免許税の軽減措置について、税率の見直しを行った上で、適用期限を平成23年3月31日まで3年間延長します。

《土地売買等に係る登録免許税の特例》

登記の種類	本 則	特 例		
		18. 4. 1～21. 3. 31	21. 4. 1～22. 3. 31	22. 4. 1～23. 3. 31
土地の売買による 所有権の移転	2.0%	1.0%	1.3%	1.5%
土地の所有権の信託	0.4%	0.2%	0.25%	0.3%





地域の活性化

地域間の財政力格差の縮小に早急に取り組むほか、農林水産業と商工業の連携等を支援し、地域の活性化を図ります。

地域間の財政力格差の縮小

ポイント

地域間の税源偏在の是正に対応します。

- ☑ 暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設します。

農林水産業と商工業の連携等の促進

ポイント

農林水産業と商工業の連携等を図り、地域の活力を引き出す事業活動を支援します。

- ☑ 農商工等連携促進法（※１）の制定に伴う中小企業等基盤強化税制の拡充、企業立地促進法（※２）の一部改正に基づく税制措置の拡充を行います。
- ※１ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
- ※２ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律





揮発油税等

揮発油税等の税率の特例の延長

ポイント

揮発油税、地方道路税、自動車重量税の税率の特例について、10年間延長します。

(注)「道路特定財源等に関する基本方針」(平成20年5月13日閣議決定)では、

- ・「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する」
- ・「暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する」

とされております。



国際課税

オフショア市場の利子非課税措置等の適用期限撤廃

ポイント

国際的な金融市場・取引を引き続き支えます。

- ☑ 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）において経理された預金等の利子の非課税措置及び外国金融機関等の債券現先取引（レポ取引）に係る利子の課税の特例措置について、適用期限を撤廃します。

経済のグローバル化に対応した国際課税の見直し

ポイント

条約と国内法の取扱いを合わせ、租税回避を防止し、課税関係を明確化します。

- ☑ 租税条約の取扱いに合わせて、海外の者が受け取る外国法人発行社債の利子等のうち、国内事業帰属分も、日本で課税します。
- ☑ 租税条約の取扱いに合わせて、自らの事業として独立して活動する代理人（独立代理人）は恒久的施設（PE）とならない旨を規定します。



円滑・適正な納税のための環境整備

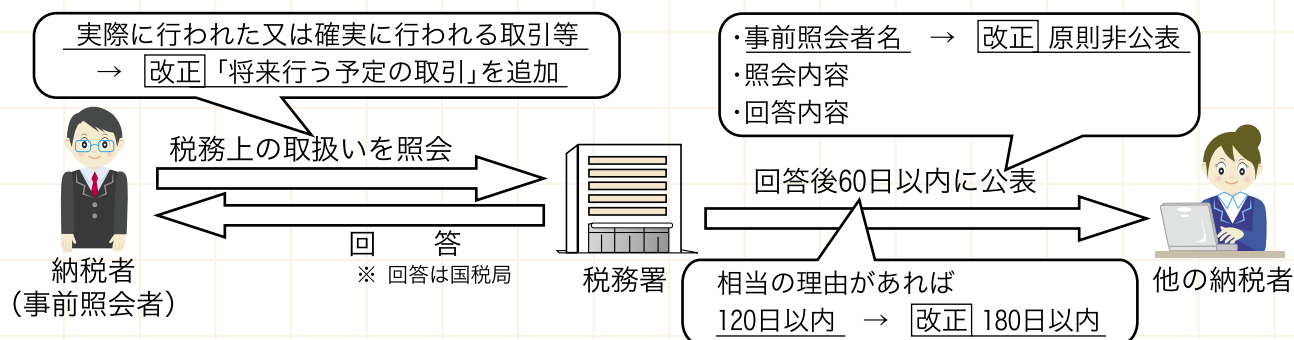
事前照会に対する文書回答手続の改善

ポイント

事前照会に対する文書回答手続を使いやすくします。

☑ 将来行う予定の取引を対象に追加する等、文書回答手続を改善します。

《事前照会に対する文書回答手続の改善》



・平成20年4月1日以後に提出する照会文書について適用

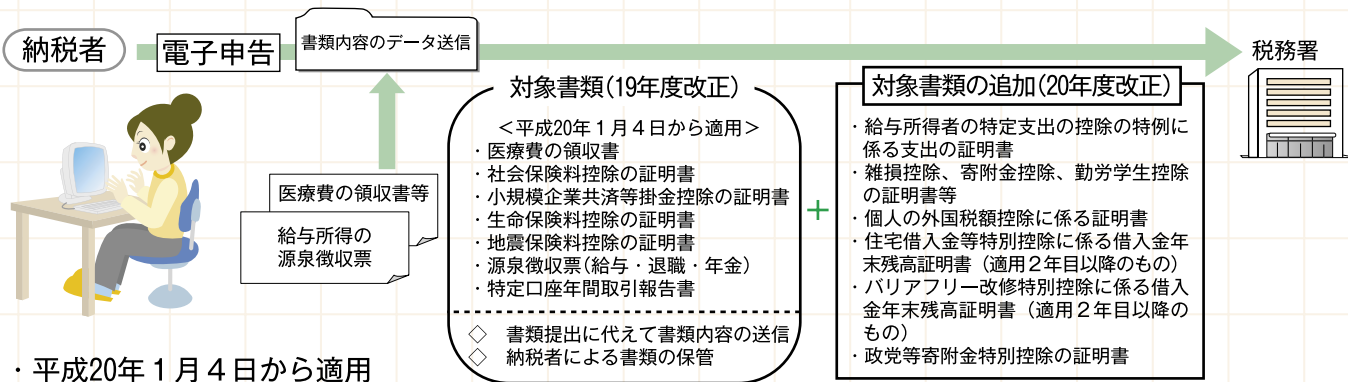
電子申告の促進

ポイント

電子申告を更に使いやすくします。

☑ 電子申告において添付を省略できる書類の範囲を拡大します。

《第三者作成書類の添付省略》



資料情報制度の整備

ポイント

課税の一層の適正化を図ります。

☑ 外国為替証拠金取引(FX取引)等に関する資料情報制度を整備し、支払調書が税務署に提出されるようにします。

・平成21年1月1日から適用

☑ 国外送金等調書の提出対象となる国外送金等の金額を100万円超(改正前:200万円超)に引き下げます。

・平成21年4月1日以後にされる国外送金等について適用

平成20年度の税制改正(内国税関係)による一般会計税収の増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度	初年度 (20年度増減収見込額)
1. 法人関係税制等		
(1)研究開発税制の拡充	△ 430	△ 330
(2)情報基盤強化税制の見直し (うち中小企業分)	230 (△ 50)	230 (△ 40)
(3)教育訓練費に係る特別税額控除制度の見直し	110	100
(4)農林水産業と商工業との連携等を促進するための税制措置 の創設等	△ 20	△ 20
2. 金融・証券税制		
上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止	3,090 (注1)	—
3. 土地・住宅税制		
(1)土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税 の税率の軽減措置の見直し	770 (注2)	—
(2)住宅の省エネ改修促進税制の創設	△ 20 (注3)	0
4. 寄附税制		
特定公益増進法人等に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ	△ 10	△ 10
5. その他		
(1)社会医療法人に係る税制措置の創設	△ 60	0
(2)外航海運事業者の日本籍船による収入金額の課税の特例の 創設	△ 70	0
(3)その他	10	△ 10
合 計	3,600	△ 40

- (注) 1. 上場株式等に係る配当等の7%軽減税率の廃止に係る平年度増収見込額は、特例措置終了後(平成23年)の制度による。
 2. 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の見直し(平成20年度10/1000、平成21年度13/1000、平成22年度15/1000)に係る平年度増収見込額は、税率15/1000による。
 3. 住宅の省エネ改修促進税制の創設に係る平年度減収見込額は、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計額を計上している。

第169回国会における総理大臣施政方針演説 (平成20年1月18日)

これからの社会保障を持続可能な制度とするために、安定した財源を確保しなければなりません。このため、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。将来にわたり安心して生活できるよう、各党各会派が胸襟を開いて、すべての国民の生活にかかわるこの問題について話し合いが行われることを強く望みます。

財務省ホームページでは、税制についての情報を提供しています。
是非ご利用ください。

http://www.mof.go.jp

(又は「財務省」で検索)

税制

をクリック ➡ 税制ホームページへ

メールマガジンの登録



パンフレット

キッズページ

税制ホームページ

税制改正の内容や税制調査会の議論、各種税制の資料（図解）などをご覧になれます。

※平成20年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」等も掲載しています。

税制メールマガジン配信サービス

税情報を楽しく、分かりやすく、毎月1回お届けしています。
是非ご登録ください。

パンフレットの提供

税制や税制改正のパンフレットがダウンロードできます。

キッズページ

財政や税金について、楽しく学べるアミューズメントコンテンツです。

平成20年6月
財務省

このパンフレットは再生紙を使用しています。